

いこいの村 征矢 義

題字 梅の木寮 征矢晴美

2014年（平成26年）9月20日発行

第388号

発行責任者 いこいの村聴覚言語障害センター
所長 柴田 浩志

編集 いこいの村編集委員会
〒629-1242

綾部市十倉名畑町久瀬谷2番地

TEL (0773) 46-0101

FAX (0773) 46-0610

<http://www.kyoto-chogen.or.jp/ikoi>



8月24日（日）、京セラド

ーム大阪で、東北楽天対オリックスのプロ野球観戦に利用者5人が行かれました。

利用者のお一人が東北楽天ファンで、ぜひとも行きたいとおっしゃられ、今回の観戦となりました。

お昼頃到着し、席に着いた途端にホームランが飛び出しました。ドーム内は歓声が上がリ、利用者の方々も拍手喝采でした。前半は両チームとも乱打戦でシーソーゲームが続ぎ、後半は一方的に東北楽天ペースで進み、そのまま東北楽天が勝利しました。試合が終了した後、夕食をドームの近くで取りました。帰りの車内は皆さんお疲れで眠っておられました。帰寮するに「楽しかったー!」「ありがとうー!」と笑顔で語り合い、とても良い思い出になりました。

（いこいの村・梅の木寮

第1係 山口 裕介）



手話言語法における5つの権利

手話言語法の制定に向けて、みんなで力を合わせて頑張ろう！

手話言語法の制定に向けて

栗の木寮の仲間と共に

手話言語法とは？

手話は、ろう者にとって大切な言語です。ろう者とは、耳が聞こえない人々のうち、手話という母語を持ち、手話でコミュニケーションをとって、日常生活を送る人々のことです。ろう者が、日常生活や職場などあらゆる場面で、手話を使って自由にコミュニケーションがとれ、社会的に自由に生きられることをめざす法律が、手話言語法です。

現在、全国各地で、手話言語法制定のための地方議会での意見書や、都道府県・市町村レベルでの手話言語条例の成立に向けた様々な取り組みが進められています。京都北部地域においても、聴覚障害者協会を中心に取り組まれています。

仲間の体験

先日、栗の木寮では、仲間（利用者）の学習会の中で、手話言語法をテーマに取り上げました。学習会では、仲間自身がこれまでの体験を語り合う場面を設けました。石田了三さん（61歳）は、「ろう学校へ電車で通学していたころ、電車の中で、手話で話していたら、バカと言われて悔しかった。ろう学校で手話を使うと、先生から手話を使うなど注意されて苦しかった」と手話がまだまだ言語として認められていなかった時代の苦勞を話されました。他の仲間たちも同じような体験をしたとうなずいていました。

手話を広めよう

これまでの自分たちの体験を踏まえて、手話言語法が制

定られたら、地域の

皆さんに呼びかけていって、街のあちこちで手話を使って色々な人たちと自由にお話できるように手話を広めていこうと、仲間みんなで話し合いました。皆さまの理解、ご協力をよろしくお願いいたします。



体験談を話す石田了三さん

(いよいよの村・栗の木寮)

安井 将

介護の窓



Q 通所介護って何?

通所介護は介護保険事業の1つで、別名デイサービスです。事業所にて入浴やリハビリ、他の利用者の方々と一緒にクリエーションなどでお過ごしいただく他、昼食もお出します。日帰りでお過ごしいただけます。



Q 誰でも利用できますか?

A 介護認定を受けておられる方が対象となります。ご利用希望の際は、担当ケアマネジャーと相談をしていただき、通所介護の利用によって心身の機能維持や向上が見込まれるなどの場合に事業所と利用契約をしていただきます。

Q 家の近くにありますか、どこでも利用できますか?

A 家から事業所までは車で送迎がありますが、事業所によっては、送迎地域の範囲が決められている所もありますので、各所に通えるものではないようです。利用定員やサービス内容の違いや特色などもありますので、どの事業所をご利用されるかはケアマネジャーと相談をされて選ばれると良いでしょう。

Q 料金はどのくらいですか?

A 介護度によって料金は異なりますが、利用料金は1割負担です。要支援の方は月額、要介護の方は利用回数に応じての料金になります。目安ですが、いこいの村の綾部東部デイサービスセンターをご利用された場合、要介護1の方が週1回のご利用で、1カ月でおよそ5千円(昼食代金他

を別)となります。

事業所によって若干の料金に違いがありますので、詳しくは担当ケアマネジャーにお尋ねください。

Q これからのサービスについて聞かせてください

A 介護保険法の改定で通所介護のあり方が変わる見通しですが、ご利用をされる多くの皆様が過ごされやすい事業所でありたいと考えています。地域の高齢者にとって

「近々」「親近」「心強い」を感じていただけるよう、皆様の日々を、明日を、将来を、その地域で担わせていただけるよう、将来にわたって地域の宝であり続けられるよう精進したいと思います。



(いこいの村 高齢福祉部

勝山貴生)



いこいの村
聴覚言語障害センター
地域福祉部長 村松充

8月16日から近畿北部への豪雨は、福知山市にも大きな被害をもたらしました。

福知山市の資料によると、8月22日現在、浸水家屋被害は2507件(床上1183棟、床下1324棟、民家の裏山などの土砂崩れ85件、農地の冠水面積680ha、商工関係事業所浸水約1000事業所が浸水という惨状です。

特に今回、高齢者、障害者幼児を支える福祉施設18カ所に浸水被害が、そのうち床上浸水は16カ所に及びました。訪問入浴車や車いすの方を移送する車が水没、床上170cmにまで浸水した事業所もあります。

福知山センターでも16日深夜、由良川氾濫の恐れが生じたため、聴覚障害者宅への情報提供、17日からは被害のあった障害者宅や避難所への訪問等、関係機関と連携をと

りあい、支援にあたりました。市内の4カ所の障害者相談支援事業所が支援している障害者の内、聴覚障害者5名、視覚障害者7名、肢体障害者4名、知的障害者7名、精神障害者5名の少なくとも30名以上の方が浸水被害を受けています。

市内の市営住宅の1階には、歩行困難な高齢者や障害者が入居されていることが多くありますが、この1階部分が床上浸水し、ベッドごと流されそうになった方、大切な補聴器や車いすが水没してしまっただ方、2階に避難して、不安な一夜を過ごされた方が多くありました。

豪雨の後、ボランティアで復旧支援に駆けつけてくださった方、地元でも「こんな時こそお互い様」と声をかけあって自分のことのように支援されている姿が光っています。災害への備え、災害のあとの支援、今こそ人間の英知を結集して、悲しみを力に変えるときです。

